法改正に伴う監事の役割

社会福祉法人監事説明会テキスト 東京都福祉保健局指導監査部指導調整課

講義内容

く 1 > 新法における監事の権限と責任

<2(1)> 社会福祉法人の適切な内部統制の 監査について

<2(2)> 社会福祉法人の適切な会計監査について

<1> 新法における監事の権限と責任

1. ガバナンスと機関導入の背景

- 〇 措置から契約への移行など福祉サービスの供給のあり方が変化する中、地域福祉の中核的な担い手である社会福祉法人 においては、効率的・効果的な経営を実践して、利用者の様々な福祉ニーズに対応していくことが求められる。
- 〇 特に、福祉ニーズが多様化・複雑化しており、高い公益性を備えた社会福祉法人の役割は重要なものとなっている。
- O 改正前の社会福祉法に規定されている社会福祉法人の経営組織については、社会福祉法人制度発足当初以来のものであり、 今日の公益法人等の運営に求められるガバナンスを十分に果たせる仕組みとはなっていない。
- 〇 措置から契約へ(供給主体のあり方の変化)



効率的・効果的な経営の実践



〇 福祉サービスの多様化・複雑化に対応

公益性・非営利性を 担保するため

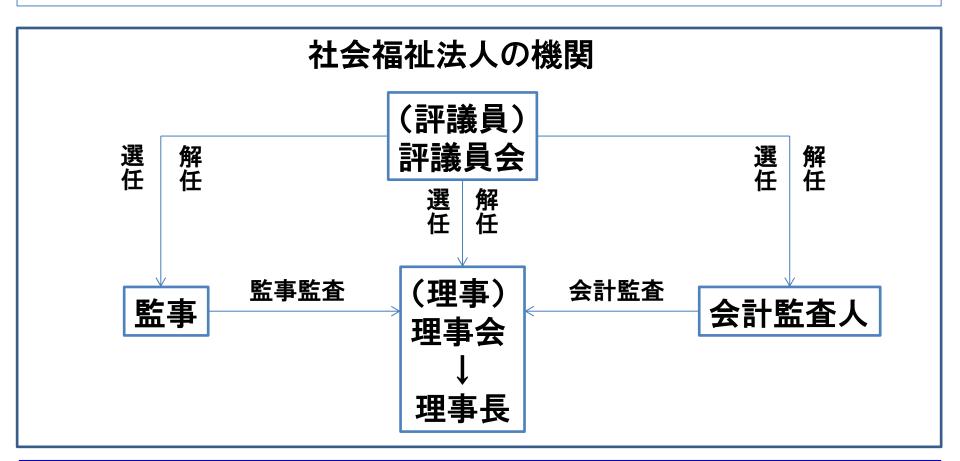
ガバナンスの強化



機関の導入

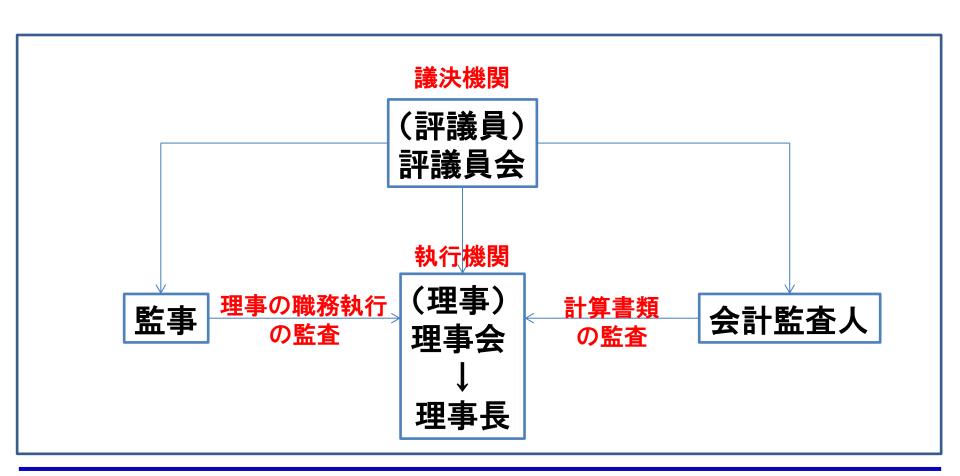
2. 機関とは

〇 法人のために、経営について決定する「会議体」や、そこで決定したことを実行に移す 「人」のこと。



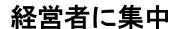
3. 各機関の役割

〇 評議員会と理事会の役割が明確にされた。(議決機関と執行機関の分離)



4. ガバナンスの中核としての監事

- O 経営者が、ヒト・モノ・カネ・情報といった経営資源を、福祉サービスに沿わない形で費消しているのではないかという 懸念が常に生じる。
 - →この懸念を払拭するために、経営者をモニタリングする仕組みが必要になる。このモニタリングのあり方を「ガバナンス」という。
 - →監事は経営者(理事)をモニタリングする機関であるため、ガバナンスの中核的担い手といえる。



ヒト、モノ、カネ、情報



適切な福祉サービスに投下されているか 常にモニタリング

監事

ガバナンス

1. 監事監査

- <u>監事・・・理事の職務の執行を監査</u>する。
- 監査・・・監査対象の「評価」、委任者への評価結果の「報告」、必要に応じての「指導・助言」
 - ① 「評価」・・・理事が適法・適切に職務を執行しているかを評価



② 「報告」・・・評価結果を評議員に対して監査報告



③ 「指導・助言」・・・理事に是正・改善のための助言、勧告、 指導を行う

2. 監查対象

- 業務監査・・・理事の職務の執行全般につき、法令・定款に違反している点はないか、又は著しく不当な点はないかを チェックする。 → 具体的には「事業報告等の監査」
- 会計監査・・・定時評議員会に提出される計算書類が、法人の財政状態、経営成績を正しく示しているかをチェックする。→ 具体的には「計算書類の監査」

業務監査

- ・理事会、理事の意思決定等の監査
- 報告聴取、業務財産状況の調査

・理事の行為にかかる監査

会計監査

財務情報作成の適正性の監査

- 財務情報開示の適時・適正性の 監査
- 会計監査人との連係

3. 業務監査

① 事業報告の監査

○ 理事が作成した各事業年度における法人の状況に関する事項を内容とする事業報告の監査→法律上、事業報告は計算書類には含まれず、会計監査人の監査対象ではないため、監事のみが監査を行う。

② 理事の不正・違法行為等の監査

- 〇 理事の違法行為を発見するための権限
 - →理事会に出席する義務と必要があれば意見を述べることができる権限
 - →いつでも法人の業務・財産の状況を調査することができる権限
- 〇 理事の違法行為を発見した場合の権限
 - →遅滞なく、理事会に報告する義務(権限でもある)
 - →理事会の招集請求権限と招集権限
 - →評議員会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録等を調査し報告する権限
 - →理事の違法行為を差し止め請求する権限
 - →理事の違法行為があった場合に監査報告に記載して評議員に報告する権限

③ 内部統制システムの整備状況の監査

〇 詳細は次章にて説明

4. 会計監査

- ① 財務情報が適正に作成されているか
- 〇 財務情報の作成過程において、意図的な不正・改竄・隠蔽や、意図せざる誤謬、会計システムの誤作動や 故障が防止され、これらが生じた場合には修正されるシステムが構築され、運用されているか。

- ② 作成された財務情報が適時かつ適正に開示されているか
- 開示しなければばらない情報が、法人内で集約・報告されるためのシステムが構築・運用されているか。
- 開示しなければならない情報が、適正に選別される法人内ルールが周知徹底されるためのシステムが構築・運用されているか。

- ③ 特定社会福祉法人の場合
- 会計監査人による会計監査の方法及び結果の相当性を監査する。

5. 監事の義務

① 善管注意義務

〇 受任者(監事)は、委任者(法人)に対して、善良な管理者の注意をもって、すなわち「評議員から理事の 職務の執行を監査するよう委任を受けた立場にあるものとして一般に要求されるレベルの注意を尽くして」 その職務を行わなければならないという義務のこと(民法644条)。

② 報告義務

- O 受任者(監事)は、委任者(法人)から委託された職務の処理状況とその顛末を報告する義務のこと(民法 645条)。
 - →監事は、評議員会において評議員に対し監査報告をするが、これは法人との委任契約から生じる報告義務 の履行のひとつである。
- ※ 忠実義務、競業取引および利益相反取引の規制は、監事には適用されない。

監事は法人の業務執行機関ではないため。

1. 法第59条の2(情報の公開等)

- 〇 社会福祉法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該 各号に定める事項を公表しなければならない。
- 一 第31条第1項若しくは第45条の36第2項の認可を受けたとき、又は同条第4項の規定による届出をしたとき 定款の内容
- 二 第45条の35第2項の承認を受けたとき 当該承認を受けた報酬等の支給の基準
- 三 前条の規定による届出をしたとき 同条各号に掲げる書類のうち厚生労働省令で定める書類の内容

厚生労働省令第10条第3項

法第59条の2第1項第3号に規定する厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 (法人の運営に係る重要な部分に限り、個人の権利利益が害されるおそれがある部分を除く。)

ー 法第45条の27第2項に規定する<mark>計算書類</mark>

貸借対照表及び収支計算書

二 法第45条の34第1項第2号に規定する<u>役員等名簿</u>及び同項第4号に規定する<u>書類</u>

理事、監事、評議員の氏名及び住所を記載した名簿

事業の概要その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書類

(第2条の41第14号及び第15号に規定する事項が記載された部分を除く。)

2. 法改正前後の比較表

〇 新たに「役員区分ごとの報酬総額」、「定款」、「役員報酬基準」の公表が義務付けられる。

	改正前	
	備置き・ 閲覧	公表
事業報告書	0	_
財産目録	0	_
貸借対照表	0	〇 (通知)
収支計算書(事業活動計算書·資金 収支計算書)	0	〇 (通知)
監事の意見を記載した書類	0	-
現況報告書(役員名簿、補助金、社 会貢献活動に係る支出額、役員の 親族等との取引状況を含む。)	_	〇 (通知)
役員区分ごとの報酬総額	-	-
定款	_	_
役員報酬基準	-	-
事業計画書	_	-

改正後		
備置き・ 閲覧	公表	
0	-	
0	_	
0	0	
0	0	
0	-	
0	0	
O (<u>*</u>)	O (<u>*</u>)	
0	0	
0	0	
0	-	

公益財	規制改革 実施計画	
備置き・ 閲覧	公告· 公表	公表
0	_	-
0	_	_
0	0	〇 (通知で措置済)
0	0	〇 (通知で措置済)
0	_	_
0	-	0
0	-	0
0	_	_
0	0	_
0	-	_

(※)現況報告書に記載

-5-

3. 役員等報酬

① 評議員の報酬

法第45条の8第4項において準用する一般法人法第196条

○ 評議員の報酬等の額は定款で定めなければならない。無報酬の場合には、その旨定めることとなる。※「報酬等」→報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。

② 理事の報酬

法第45条の16第4項において準用する一般法人法第89条

○ 理事の報酬等は、定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定める。

③ 監事の報酬

法第45条の18第3項において準用する一般法人法第105条

- 監事の報酬等の額は、定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定めることとなる。
- O 定款又は評議員会の決議によって監事の報酬総額のみが決定されているときは、その具体的な配分は、監事 の協議(全員一致の決定)によって定めることとなる。
- O また、監事は、その適正な報酬を確保するため、評議員会において、監事の報酬等について意見を述べるこ とができる。
- 〇 無報酬の場合には、その旨定めることとなる。

④ 会計監査人の報酬

法第45条の19第6項において準用する一般法人法第110条

〇 会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき者の報酬等を定める場合には監事の過半数の同意を得なければならない。

4. 役員報酬基準

- ① 役員等の勤務形態に応じた報酬等の区分
- 〇 常勤・非常勤別に報酬を定めること。

② 報酬等の金額の算定方法

- O 報酬等の算定の基礎となる額、役職、在職年数など、どのような過程を経てその額が算定されたか、法人として説明責任を果たすことができる基準を設定すること。
- O 評議員会が役職に応じた一人当たりの上限額を定めた上で、各理事の具体的な報酬金額については理事会が、監事や評議員会については評議員会が決定すると いった規定は、許容される。
- O 評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において決定するという規定や、単に職員給与規程に定める職員の支給基準に準じて支給するというだけの規 定は、どのような算定過程から具体的な報酬額が決定されるのかを第三者が理解することは困難であり、法人として説明責任を果たすことができないため、認 められない。
- O 退職慰労金については、退職時の月例報酬に在職年数に応じた支給率を乗じて算出した額を上限に各理事については理事会が、監事や評議員については評議員 会が決定するという方法も許容される。

③ 支給の方法

O 支給の方法とは、支給の時期(毎月か出席の都度か、各月または各年のいつ頃か)や支給の手段(銀行振り込みか現金支給か)等をいう。

④ 支給の形態

○ 支給の形態とは、現金・現物の別等をいう。ただし、「現金」「通貨」といった明示的な記載がなくとも、報酬額につき金額の記載しかないなど金銭支給であることが客観的に明らかな場合は、「現金」等の記載は特段なくても差し支えない。

【4】説明責任

1. 法第45条の10(理事等の説明義務)

○ 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

厚生労働省令第2条の14

法第45条の10に規定する厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 評議員が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合 (次に掲げる場合を除く。)
 - イ 当該評議員が評議員会の日より相当の期間前に当該事項を社会福祉法人に対して通知した場合
 - ロ 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合
- 二 評議員が説明を求めた事項について説明をすることにより社会福祉法人その他の者(当該評議員を除く。)の権利を侵害することとなる場合
- 三 評議員が当該評議員会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合
- 四 前三号に掲げる場合のほか、評議員が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な 理由がある場合

1. 法第24条第2項

〇 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第26条第1項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。

2. 非営利性

O 持ち分(財産分与)がなく利益の配当は認められないため、事業で得たすべて の金銭的成果は社会福祉事業に充てるか、地域の生活課題や福祉事業に還元す ること。

3. 公益性

〇 個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域のなかで、障害の有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活が送れるように、国民すべての社会的な自立をめざすため、支援すること。

非営利性と公益性(不正事例1)

〇 元理事の自宅の改修費を法人会計から支出した。

代表的なリスク例

- O 理事会における十分な議論がない。
- 〇 職務分掌がない。
- 〇 不適切な権限に基づいて購買が行われる。

非営利性と公益性(不正事例2)

O 前理事長は、勤務実態がほとんどなく、独断で備品購入したほか、法人所有の自動車を使用していた。

代表的なリスク例

- 〇 理事会における十分な議論がない。
- 〇 固定資産が流用される。
- 〇 不適切な権限に基づいて購買が行われる。

非営利性と公益性(不正事例3)

○ 寄附金約1億7000万円が使途不明となり、理事長が一部を私的に流用していた。

代表的なリスク例

- 適切な経営理念や倫理規程が浸透していない。
- 〇 理事の適格性
- 〇 人事のローテーションがない。

非営利性と公益性(不正事例4)

O 前常務理事と付き合いのある会社と保守や清掃業務を一括契約していた。高額契約にも関わらず、入札 等は未実施であった。

代表的なリスク例

- O 理事会における十分な議論がない。
- 〇 不適切な権限に基づいて購買が行われる。
- 〇 不適切に高額な購買が行われる。

非営利性と公益性(不正事例5)

O 前理事長が関係する給食会社が、給食代金を水増し請求していた。高額契約にも関わらず、入札等は未 実施であった。

代表的なリスク例

- O 理事会における十分な議論がない。
- 〇 不適切な権限に基づいて購買が行われる。
- 〇 不適切に高額な購買が行われる。

非営利性と公益性(不正事例6)

〇 介護報酬や銀行からの借入金が、前理事長の長男が社長を務める会社の運転資金に流用されていた。

代表的なリスク例

- 〇 適切な経営理念や倫理規程が浸透していない。
- 〇 理事の適格性
- 〇 職務分掌がない。

1. 理事の資格等

- ① 理事の欠格事由
- 法第44条第1項において準用する法第40条第1項
- 〇 理事の欠格事由は、評議員と同様である。
 - ② 理事の資格要件

法第44条第4項

- O 理事のうちには、次に掲げる者が含まれなければならない。
 - ① 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者(同項第1項)
 - ② 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者 (同項第2号)
 - ③ 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者 (同項第3号)

2. 理事の特殊関係者

特殊関係者の人数 (1)

法第44条第6項

○ 理事には、理事本人を含め、その配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と特殊の関係のある者が理事の総数の 三分の一を超えて含まれてはならないこととしている。ただし、理事の親族等特殊関係者の上限は3人である。

2 特殊関係者の範囲

施行規則第2条の10

- 当該理事と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 当該理事に雇用されている者
- ①、②に掲げる者以外の者であって、当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している もの
- ②、③に掲げる配偶者
- ①から③に掲げる者の三親等以内の親族であってこれらの者と生計を一にするもの
- 当該理事が役員(※)となっている他の同一の団体(社会福祉法人を除く。)の役員又は職員(これらの 役員又は職員が当該社会福祉法人の理事総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。)
 - ※ 業務を執行する社員を含む。
- ⑦ 次に掲げる同一の団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である理事 (これらの理事が当該社会福祉法人の理事総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。)
 - 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、 特殊法人又は認可法人

3. 監事の資格等

① 監事の兼職禁止

法第44条第2項

〇 監事は、当該社会福祉法人の理事又は職員を兼ねることができない。

② 監事の資格要件

法第44条第5項

- O 監事には、次に掲げる者が含まれなければならない。
 - ① 社会福祉事業について識見を有する者(同項第1号)
 - ② 財務管理について識見を有する者(同項第2号)

4. 監事の特殊関係者

① 特殊関係者の人数

法第44条第7項

〇 監事には、各役員の配偶者又は三親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各役員と特殊の関係がある者も含まれてはならないこととしている。

② 特殊関係者の範囲

施行規則第2条の11

- ① 当該役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ② 当該役員に雇用されている者
- ③ ①、②に掲げる者以外の者であって、当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ④ ②、③に掲げる者の配偶者
- ⑤ ①から③に掲げる者の三親等以内の親族であってこれらの者と生計を一にするもの
- ⑥ 当該理事が役員(※)となっている他の同一の団体(社会福祉法人を除く。)の役員(※)又は職員(これらの役員工は職員が当該社会福祉法人の監事総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。) ※ 業務を執行する社員を含む。
- ⑦ 当該監事が役員となっている他の同一の団体(社会福祉法人を除く。)の役員又は職員(これらの役員(当該監事を含む。)又は職員が当該社会福祉法人の監事総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。)
- ⑧ 支配している他の社会福祉法人の理事又は職員
- ⑨ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である役員(これらの役員 が当該社会福祉法人の監事総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。)
 - ・国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法 人又は認可法人

① FAQ間30

- 〇 関係行政庁の職員から役員を選任することは可能か。
- (答)関係行政庁の職員が社会福祉法人の役員となることは、法第61条第1項の公私分離の原則に照らし適当でない。

② FAQ問31

- 新制度の理事、監事、評議員の任期について教えていただきたい。
- (答)理事→理事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとされる(法第45条ただし書)。任期の終期が、「定時評議員会の終結の時まで」とされているのは、評議員会で選任されることに鑑み、次の選任の前に任期切れとなり欠員状態が生じるのを防ぐためである。
 - 監事→監事の任期についても、同様である。
 - 評議員→評議員の任期は、原則として、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとされる(法第41条第1項)。定款で「4年」を「6年」まで伸長することは可能(同項ただし書)。

③ FAQ問32

- 理事の任期を「2年」の確定期間とする定款の規定は許されるか。
- (答) 理事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までであり、定款によって短縮することが可能とされている(法第45条ただし書)が伸ばすことはできない。このため、理事の任期を「2年」とする規定を設けると、定時評議員会で理事を選任した場合は特段の問題はないものの、他方で、例えば、年度末の臨時評議員会で理事を選任した場合(3月末決算の法人が3月中旬の臨時評議員会で理事を選任した場合)には、理事の法定の最長の任期を伸長することになる。したがって、そのような規定を設けることは適当ではない。

④ FAQ問33

- 〇 新制度の理事及び監事の任期の起算点はいつか。理事及び監事の退任に際し、選任決議の効力発生時期を遅らせたり、就任承諾日を遅らせることにより、任期の起算点を遅らせたりすることはできるか。
- (答) 新制度の理事及び監事の任期の起算点は、いずれも「選任時」(選任決議をした時)となる(法第45条)。ある者が、社会福祉法人の理事又は監事となるには、評議員会の選任行為(選任決議)と被選任者の就任承諾とが必要となる(同法第38条参照)が、任期の起算点を「就任時」とすると、就任承諾は被選任者の意向に委ねられる結果、評議員会の選任決議と就任承諾との間に長期間の隔たりがある場合などにおいて、任期の終期が評議員会の意思に反する事態が生じかねないため、任期の起算点は、評議員会における「選任時」となる。例えば、会計年度末が3月の法人が、3月下旬に開催した臨時評議員会で理事の選任決議を行い、当該理事の就任承諾が6月1日になされたとしても、任期の起算点については、選任決議の日となる。なお、例えば、会計年度末が3月の法人が、3月下旬に開催した臨時評議員会で理事の選任決議を行い、その選任決議の効力発生時期を6月1日とする場合のように、評議員会の決議で、選任決議の効力発生時期を遅らせたとしても、任期の起算点については、選任決議の日と解すべきである。

⑤ FAQ問34

- 理事、監事、評議員の補欠をあらかじめ選任しておくことは可能か。
- (答) 理事及び監事については、欠員が生じた場合に備えて補欠を選任しておくことができる。(法第43条第2項)。 補欠の役員の任期については、「2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結 の時まで」を原則としつつ(法第45条)、定款によって、短縮することが可能であり、また、前任者の残任期間 とすることが可能(法第45条)。

評議員についても、定款で定めるところにより、補欠を選任しておくことが可能である。(法第41条第2項)。 補欠の評議員の任期も、「4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで」を原則とするが(法第41条第1項)、定款によって、任期を前任者の残任期間の満了する時までとすることができる(法第41条第2項)。

⑥ FAQ問35

- 〇 理事の資格要件において「当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者」となっているが、当該法人の全ての施設の管理者を理事にするということか。
- (答) 施設経営の実態を法人運営に反映させるため、1人以上の施設の管理者が理事として参加することを求めているものであり、当該法人の全ての施設の管理者を理事にする必要はない。

⑦ FAQ問36

- 株式会社のような執行役員制度を設け、業務執行の責任者を理事ではない者(執行役員)とすることは可能か。
- (答) 理事会において、特定の業務執行を理事(理事長、業務執行理事)ではない執行役員に委譲することを決定すれば、そのような取扱いは可能である。

ただし、この業務執行権はあくまでも理事会により内部的にに委譲されているにすぎず、対外的には、執行役 員は代表権を持たない。

8 FAQ問37

- 監事の資格要件の「財務管理に識見を有する者」とはどのような者をいうのか。
- (答) 監事は、計算書類等の監査を行うため、財務管理について識見を有する者がいることが必須である。 公認会計士や税理士の資格を有する者が望ましいが、社会福祉法人、公益法人や民間企業等において財務・経 理を担当した経験を有する者など法人経営に専門的知見を有する者等も考えられる。

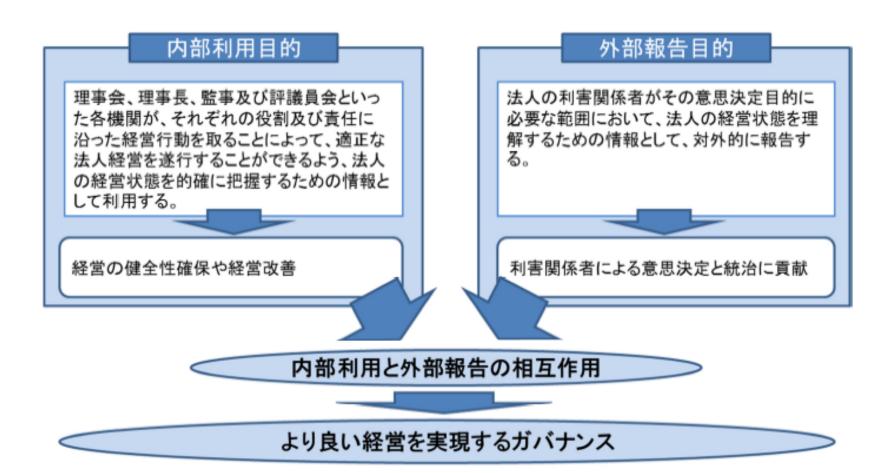
9 FAQ問38

- 当該社会福祉法人の顧問弁護士、顧問税理士又は顧問会計士は、同時に、当該法人の監事になることは可能か。
- (答) 監事は、理事の職務や法人の計算書類を監査する立場にある。 法人から委託を受けて記帳代行業務や税理士業務を行う場合に、計算書類等を作成する立場にある者が当該計算書類等を監査するという自己点検に当たるため、これらの者を監事に選任することは適当でないが、法律面や経営面のアドバイスのみを行う契約となっている場合については、監事に選任することは可能である。

10 FAQ問39

- 「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について(経営組織の見直し)」P25において、会計監査人を設置しない法人は、専門家から、財務会計に係る態勢整備状況の点検等の支援を受けることが望ましいとされているが、法人から委託を受けて財務会計に係る態勢整備状況の点検等の支援を行う者は監事になることはできるのか。
- (答) 監事は、理事の職務や法人の計算書類を監査する立場にある。 財務会計に係る態勢整備状況の点検等の支援の内容が、助言にとどまる場合は可能であるが、業務執行に該当 する場合には、自身で行った業務を自身で監査するという自己点検に当たるため、監事に選任することは適当 でない。

1. 情報の内部利用と外部報告



2. 社会福祉法人の経営指標

【経営指標(法人)一覧】

			主要	参考
	収益性		経常増減差額率	職員一人当たりサービス 活動収益
経営状	安定性		流動比率	当座比率
		短期安定性		現金預金対事業活動支出 比率
		長期持続性	純資産比率	純資産比率 (正味)
			固定長期適合率	固定比率
			借入金償還余裕率	借入金償還余裕率(正味)
		資金繰り	債務償還年数	
態			事業活動資金収支差額率	
	費 用 合理性 資産		人件費比率	人件費・委託費比率
		費用	事業費比率	支払利息率
			事務費比率	減価償却費比率
		正味金融資産額	正味金融資産・減価償却	
		工外亚酰貝座帜	累計額比率	
		積立率		
		固定資産老朽化率		
	効率性		総資産経常増減差額率	
経営自	立性		自己収益比率	

法人指標

→法人全体の状況を 表すことを目的と した指標

2. 社会福祉法人の経営指標

【経営指標(施設)一覧】

			主要	参考
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	全体		利用者一人当たりサービ ス活動費用	
適正な施設運営	人員		利用者一人当たり人件費	職員一人当たり人件費 利用者一人当たり職員数 常勤職員割合
双運営	設備 …	施設整備	定員一人当たり設備資産 取得価額	定員一人当たり床面積
		施設状態 と更新	固定資産老朽化率	
経営状態	収益性		利用者一人当たりサービ ス活動収益	職員一人当たりサービス 活動収益 補助金事業収益比率
稼働状	況(利用度)	施設稼働率 (利用率)	区分別利用者構成比率 (保育、介護、障害等)

施設指標

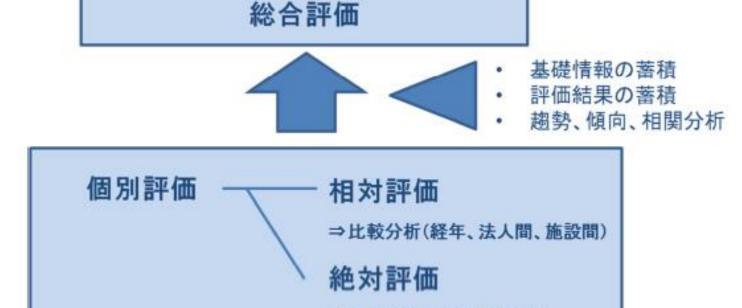
→施設単位の状況を 表すことを目的と した指標

3. 経営指標の利用

〇 個別評価 : 個別の指標を分析し、それによって経営状態に関する収益性や安定性といった特定側面

についての組織の状況を評価する。

〇 総合評価 : 個別指標の評価結果を基礎としつつ、組織の経営状態を総合的に評価する。



⇒基準値等を活用した評価

4. 法人内の体制とプロセス

○ 監事は、経営指標を用いて法人のストック面、フロー面からそれぞれ理解することによって、 より効果的な監査を実施することができる。

